

22 年春の厚生労働省交渉を実施！

全国ユニオンは3月24日、衆議院第二議員会館で厚生労働省交渉を実施しました。

これは、毎年、春と秋にその時々テーマを取り上げて、交渉しているものです。今回のテーマは①コロナ禍での労働問題について、②労働時間管理について、③労働契約法の無期転換権について、④訪問介護の改善について、の4つです。

当日の主な内容は、まず①では、新型コロナウイルス対策として自治体が行っている療養ホテルで医療従事者が労働法上も医療関連の法律上も違法状態に置かれていることについて、交渉中の東京ユニオンの組合員が訴えました。また、厚生労働省は令和4年1月7日付に発出した通達「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」をもとに、コロナ禍でのシフト制の休業補償の支給について労働基準監督署による是正・指導を徹底するよう求めました。

②では、固定残業時間として設定された時間が月100時間超で設定されている事例などについて、裁判闘争などで闘っているのはなユニオンの富士そば労働組合から就業規則などを提示して報告し、改善を求めました。

③では、今回は大学の非常勤講師の無期転換について取り上げました。労働契約を無期に転換したところ、授業のコマ数をゼロにされたケースで、東京管理職ユニオンで交渉している組合員が出席して「無期転換が有名無実化されている」と訴えました。

④では、2004年8月の通達「訪問介護労働者の労働条件の確保について」で、訪問介護での移動時間を労働時間とするとの記載がありますが、徹底されておらず労働時間から除外しているケースが多いことを指摘。厚生労働省で調査を行い、通達の周知・徹底とともに不適切な事業所に対して是正・指導を徹底することを要請しました。

なお、例年の予定では次回の交渉は10月に予定しています。



今回の要請項目（概要）

1. コロナ禍での労働問題について
 - (1) 小学校休業等対応助成金の申請期限延長について
 - (2) 新型コロナウイルス対策としての療養ホテルでの就労について
 - (3) 「留意事項」の徹底について
 - (4) 休業手当の計算方法について
 - (5) 濃厚接触者の休業について
2. 労働時間管理について
 - (1) 労働時間について原則1分単位での賃金計算について
 - (2) 「固定残業制」について
3. 労働契約法の無期転換権について
4. 訪問介護の改善について
 - (1) 訪問介護報酬について
 - (2) 訪問介護事業における移動時間について